



発行所 日本看護連盟
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627
発行人 大島敏子

No. 410

2021年1月8日号



「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」の受付が開始

令和2年12月25日、「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」が開始されることになりました。

また、1月8日の緊急事態宣言の発令に合わせ、内容が一部改正されました。詳しくは、添付の【本補助金の概要】と厚生労働省のWEBサイトをご覧ください。

●国の直接執行事業

医療機関に対して円滑かつ迅速に補助金が交付されるよう、補助の申請は医療機関から直接、厚生労働省に行います。

●病床逼迫についての都道府県から厚生労働省への申出

病床確保計画の最終フェーズとなり、病床が逼迫し、受入体制を強化する必要があると判断した都道府県が、厚生労働省に申出を行い認められた場合に、受入病床を割り当てられた医療機関に対して、確保した受入病床数に応じて補助を行います。

※最終フェーズの都道府県は厚労省WEBサイトをご参照ください。

※ただし、令和2年12月25日から令和3年2月15日までの間に緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県については、厚生労働省に申出を行う必要はありません(1月7日改正)。

●補助対象経費は「人件費」、「感染拡大防止対策等に要する費用」

令和2年12月25日から令和3年3月31日までにかかる、①コロナ対応を行う医療従事者の人件費(現在の職員の処遇改善を図るための手当や、新規雇用に係る人件費など)、②感染拡大防止対策等に要する費用が補助対象です。

●緊急事態宣言下の都道府県では、補助上限額が増額

①重症病床②その他の病床③協力医療機関の疑い患者病床、の確保病床数に応じて、補助されます。上限額は、1月7日に改正され、緊急事態宣言下の都道府県では特に増額されます。

このニュースレターは、職場で看護政策や政治について考える時の資料になるよう、日本看護連盟が施設連絡員や代表者、役員等に対し特別に配布するものです。ミニ研修会や会議の資料等として積極的にご活用ください。